

実施しているところであり、引き続き、取組の充実を図ることとしている。

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」を全国の小中学校の児童生徒に配布し、手紙により子どもたちの発信する悩みごと等の信号をいち早く受け止める事業を実施しているほか、インターネットによる人権相談受付窓口「SOS-eメール」（パソコン用Webサイ

ト<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>、携帯電話用Webサイト <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>）及び子どもの人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110）の運用により、子どもたちがより相談しやすい体制の下で子どもたちからの相談に応じ、いじめをはじめとする子どもをめぐる人権問題の解決に努めている。

11 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関する「メディア関係者のための手引き」（以下「手引き」という。）を報道各社に対し周知することとしている。

平成20年3月以降、硫化水素ガスを発生させて自殺を図る事案が相次いだため、同年4

月18日に内閣府記者クラブ、厚生労働省記者クラブを通じて、報道各社に手引きを配布・周知した。

また、内閣府及び自殺予防総合対策センターのWebサイトには、手引きを掲載し、引き続きその周知を図っている。

COLUMN 3

世界保健機関（WHO）「自殺予防・メディア関係者のための手引き・改訂版日本語版」

メディアは、自殺問題に対して潜在的に大きな影響力をもっています。そしてその影響力は、メディアの姿勢や報道の仕方によって良い方向にも、最悪の方向にも向きます。過去の事例を辿れば、過剰で扇情的な自殺報道が群発自殺を度々引き起こしてきました。一方で、自殺報道の自主規制が自殺の群発を抑制する、あるいは自殺予防に資する情報を効果的に提供することで、自殺念慮をもつ人が支援に繋がったという好例も知られています。

人の健康増進を目的としたあらゆる対策・活動を統合する国連機関、世界保健機関（World Health Organization：WHO）は、これまでに自殺予防の啓発・教育を目的として「自殺予防の手引き」を対象領域ごとに8種刊行してきましたが、その中には、「メディア関係者のための手引き」が含まれています。すでにこのメディアに関する手引きは2007年に改訂版が発刊され、筆者らが旧版同様に翻訳権を得て日本語版を作成し、Webサイトで公開しています。内容としては、「本来あるべき自殺報道」のための11の要点が冒頭に示され、それぞれの項目について解説が付け加えられています。そしてこれらの根拠となる先行研究が最後にまとめて紹介されており、自殺と報道の関連、課題が容易に理解できるようになっています。

日本では、一部報道機関において自殺報道の自主規制があるようですが、それは少数派です。業界団体がこれを正面から取り上げたことはありません。筆者は、旧版日本語翻訳版を刊行した際に、これに手紙を添付して、報道各社、報道関連団体、各政党宛てにいち早く送付しましたが、どこからも何の反応もありませんでした。発表者がメディア・セミナーで各社と意見交換をした際に